村山市農業委員会総会会議録（第７回）

１．期日　　令和８年７月13日（月）　午前10時00分～

２．会場　　全員協議会室（市役所３階）

３．農業委員の出席者・欠席者名簿及び推進委員の出席者名簿

（１）　農業委員の出席者名簿（18名）

１番	石川　賢也	10番	板垣　厚志
２番	結城　正志	11番	海老名正度
３番	阿部　憲一	12番	奥山　金弥
４番	佐藤　善洋	13番	髙谷　　太
５番	門脇　忠教	14番	髙橋　　昭
６番	下山　勝宏	15番	齋藤　伊美子
７番	川田　雅紀	16番	石山　公己
８番	原田　浩明	17番	笹原　　泉
９番	太田　一男	18番	青柳　　篤

（２）農業委員の欠席者名簿（0名）

（３）農地利用最適化推進委員の出席者名簿（0名）

４．会議日程及び会議に付した案件

議第30号　農地法第３条第１項の規定による許可申請について

議第31号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について（意見聴取）

議第32号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について（許可処分）

５．報　　告

報第18号　農地法第18条第６項の規定による通知について

報第19号　農地改良届出について

報第20号　非農地証明願について

６．会議案件説明のため出席した者の職氏名

事務局長	中里　恭一
局長補佐兼事業推進係長	髙宮　和弘
農地農政係主事補	石澤　永晴

７．会議の書記

農地農政係主事補	石澤　永晴

会　　議

（１）開会　　午前10時00分

（２）開会のあいさつ

議長(青柳　篤)

農業委員の任期３年をまもなく迎えますが、皆様本当にご苦労様でございます。そして、今回

が任期最後の総会になります。改めまして、3年間ご協力いただきありがとうございました。また、今期退任なさる髙谷委員につきましても、長い間お勤めいただきありがとうございました。まだまだ、大変な状況ではありますが、引き続き村山市農業のために皆様、ご尽力いただきたいと考えております。それでは、任期最後の総会よろしくお願いいたします。

（3）議事録署名委員の選出について

議長(青柳　篤)

議事録署名委員を議長より指名いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

異議なしの声あり。

議長(青柳　篤)

異議なしの声がございますので、指名させていただきます。

5番 門脇　忠教 委員　、 6番 下山　勝宏 委員

それでは、議事に入ります。

（4）協議事項

議長(青柳　篤)

議第30号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)

今月の3条の許可申請は88番から100番までの13件で、所有権の移転が7件、賃貸借権の設定が6件です。地目・面積は田が46,147㎡、畑が11,600㎡で、合計は57,747㎡です。議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(石澤主事補)

議案書及び農地法第3条第2項の調査書に基づき、申請番号88番から100番までの13件の案件について、申請土地に係る所有権の移転等を詳細に説明した。なお、現地調査(7月2日)を行った結果、農地法第3条第2項調査書のとおり、許可要件を満たしている旨を説明した。

議長(青柳　篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いします。

異議なし。

議長(青柳　篤)

採決：異議なしの声がございますので、88番から100番までの13件について原案のとおり可決決定することにご異議ございませんか。

異議なしの声なし。

議長(青柳　篤)

異議なしと認め、議第30号の88番から100番までの13件は、原案のとおり可決決定しました。

続きまして、議第31号、32号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)

今月の農地法第5条の許可申請は8番の1件で、地目、面積は畑、499.96㎡です。詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(石澤主事補)

議案書に基づき、申請概要(用途等)、農地の区分、周辺農地等への影響等について詳細に説明した。

(説明内容)

申請番号8番は、申請人が「一般住宅」を建築するため、農地転用をするものです。申請人が山形県にて実施する道路拡幅工事に伴い住宅を移転するため当該地を申請したいとのことです。農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域「第1種中高層住居専用地域」が定められていることから「第３種農地」に該当しており、立地基準を満たしております。

一般基準の資力につきましては、土地売買に関する契約書及び物件移転損失補償に関する契約書にて確認しております。

議長(青柳　篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なし。

議長(青柳　篤)

採決:異議なしの声がございますので、申請番号8番の1件について原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なしの声あり。

議長(青柳　篤)

これで議第31号、32号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、5の報告に入ります。

（５）報告

議長(青柳　篤)

報告事項の報第 18 号から報第 20 号まで、事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)

報告事項、報第 18 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」、報第 19 号「農地改良届出について」、報第 20 号「非農地証明願について」、本文を朗読し説明した。

（説明内容）

報第 18 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」の合意解約は、申請番号 114 番の 1 件です。地目は畑、面積が 2,596 ㎡です。解約理由は貸し人の都合によるものです。114 番は解約後、農地法第 3 条により第三者へ売買いたします。

続いて、報第 19 号「農地改良届出について」です。2 番の 1 件です。地目は畑、面積が 554 ㎡の内 208 ㎡です。申請人の所有している農地の一部が低く、盛土を行い整地後、畑として利用する計画です。

続いて、「非農地証明願について」です。　22 番から 25 番までの 4 件で、地目は全て畑、面積の合計は 6,122 ㎡です。

申請内容は、労力不足、耕作不便等により 20 年以上前から耕作しておらず農地性が失われております。また、7 月 2 日の現地調査で申請人立会のもと確認いたしました。

以上、報第 18 号から報第 20 号まで、報告いたします。

議長(青柳　篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳　篤)

異議なしの声がございますので、以上で報告事項を終わります。

（６）閉会

以上をもちまして、議事の議案第 30 号から第 31 号までの 3 件、報告の報第 18 号から第 20 号までの 3 件について、終了します。

終了　午前 10 時 30 分

令和８年７月 13 日

村山市農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員